

津市一般廃棄物処理基本計画（案）の概要

第1章 計画策定の基本的な考え方

第1節 計画の目的（1 ページ）

本市の一般廃棄物処理事業を安定的かつ適正に進めていくために策定

第2節 計画の位置づけ（2～3 ページ）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき策定する計画
本計画は、「ごみ処理基本計画」「生活排水処理基本計画」で構成

第3節 計画期間（4 ページ）

平成30年度を初年度、平成39年度を目標年度とする10年間

第4節 計画の適用範囲（5 ページ）

本市全域を対象区域とし、本市で発生するすべての一般廃棄物を対象

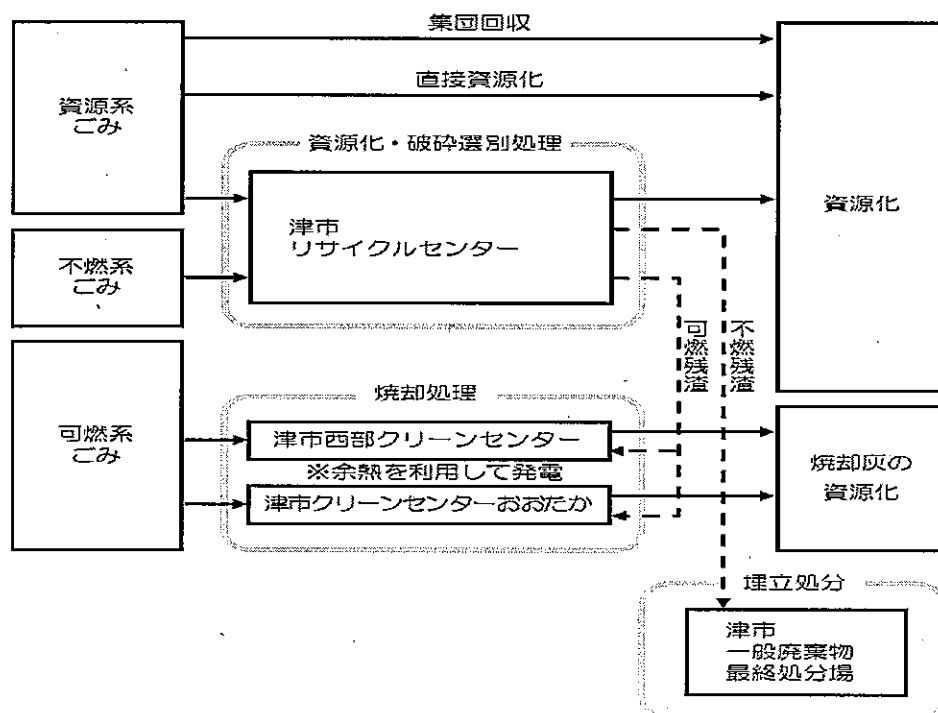
第2章 計画策定にあたっての社会情勢

- 1 少子高齢化を伴う人口減少社会の進展（6 ページ）
- 2 ライフスタイルの多様化とコミュニティの変容（6 ページ）
- 3 環境への配慮の深化（6 ページ）

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状と課題

- 1 ごみの分別区分（7 ページ）
家庭系ごみ（資源系ごみ、不燃系ごみ、可燃系ごみ）を13区分に分別
※その他、直接搬入により市ごみ処理施設で受け入れるごみ等あり。
- 2 ごみ処理体制（8～15 ページ）



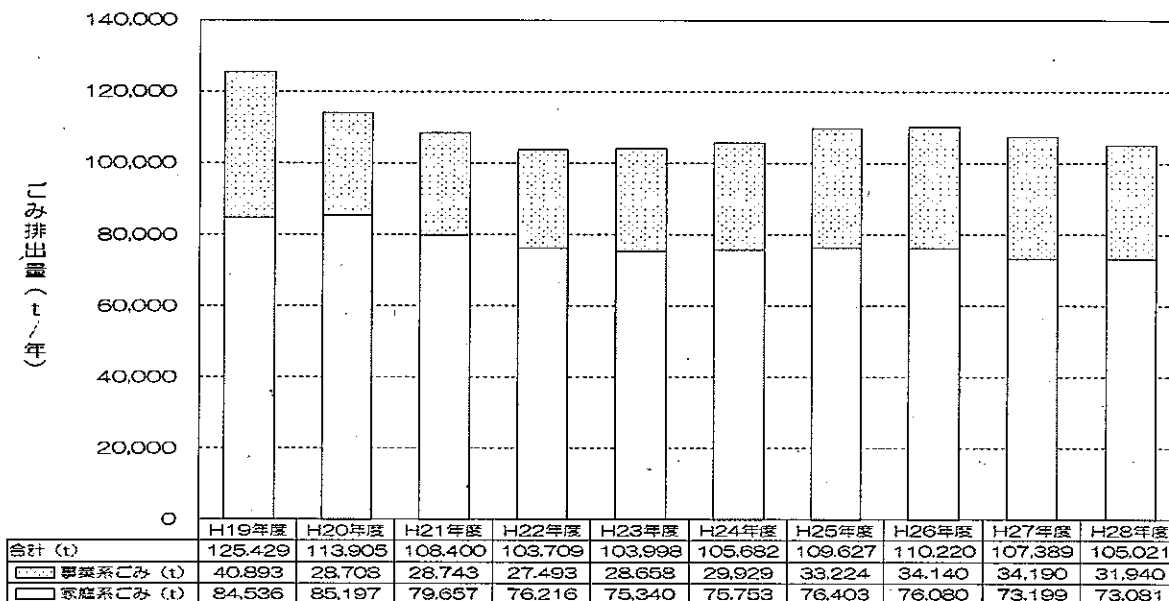
3 ごみ処理量等の推移 (16~32 ページ)

<ごみ排出量>

総排出量 :〔H19〕 125,429 t → 〔H28〕 105,021 t

うち家庭系 :〔H19〕 84,536 t → 〔H28〕 73,081 t

うち事業系 :〔H19〕 40,893 t → 〔H28〕 31,940 t

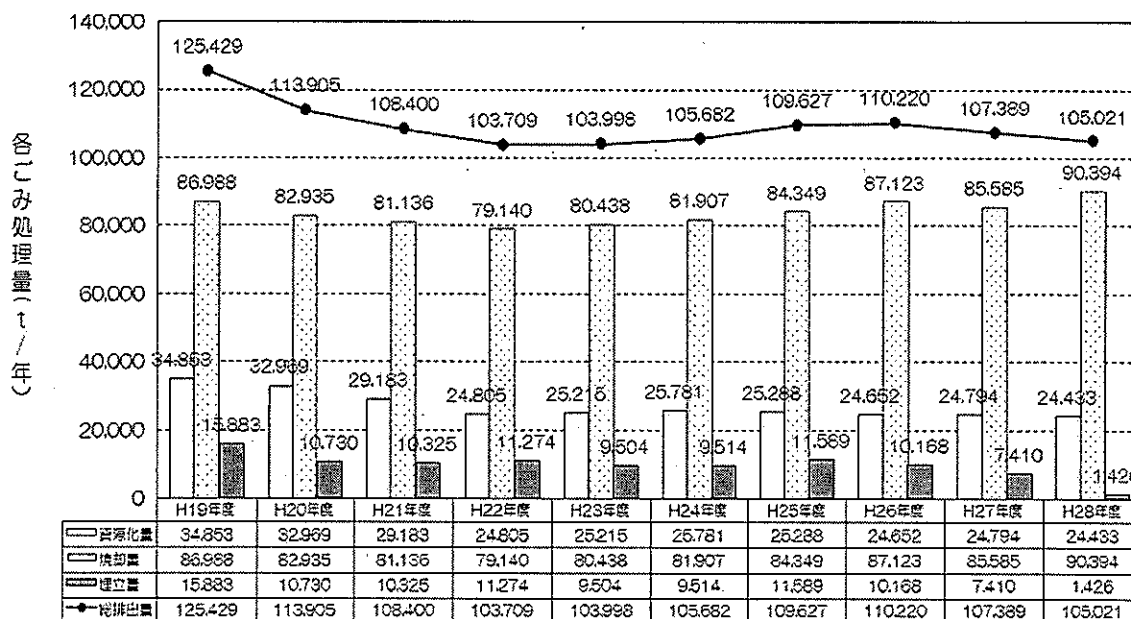


<ごみ処理量>

資源化量 :〔H19〕 34,853 t → 〔H28〕 24,433 t

焼却量 :〔H19〕 86,988 t → 〔H28〕 90,394 t

埋立量 :〔H19〕 15,883 t → 〔H28〕 1,426 t



4 ごみ処理実績の評価 (33~37 ページ)

指 標	旧計画の目標値 (平成 29 年度)	実績値 (平成 28 年度)	達成 状況	比較結果
1人1日当たりごみ 排出量 (集団回収量 除く)	900 g/人・日	1,003 g/人・日	×	103g/人・日 多い。
リサイクル率	45%	23.3%	×	21.7ポイント 少ない。
最終処分量	8,000 t/年	1,426 t/年	○	6,574 t/年 少ない。

5 ごみ処理の課題整理 (38~40 ページ)

項 目	内 容
(1) 発生抑制・減量化	家庭系ごみの発生抑制、事業系ごみの減量化
(2) 収集・運搬	高齢化の進展等に伴うごみの出し方ニーズの多様化への対応
(3) 処理・処分	ごみ処理施設の効率的かつ効果的な運営管理
(4) リサイクル率	紙類・布類の資源分別の徹底等によるリサイクル率の向上
(5) 施設整備	ア 中間処理施設 (焼却) : 老朽化対策の検討 イ 最終処分場 : 残り9万㎡の建設時期の検討
(6) その他	大規模災害時等における津市業務継続計画 (BCP) の策定など

第2節 ごみ処理基本計画

1 基本方針 (41~42 ページ)

基本方針1	市民・事業者・市の協働による循環型社会づくりの推進
基本方針2	廃棄物の適正処理の推進
基本方針3	安全・安心な廃棄物処理システムの継続

2 将来の予測 (43~44 ページ)

人口	〔H28〕 278,674 人 → 〔H39〕 259,646 人 ※津市総合計画の将来人口を用い算出
ごみ総排出量 (現状維持時)	〔H28〕 105,021 t → 〔H39〕 100,440 t ※今後、ごみ減量化や資源化施策を新たに実施しない場合の予 測

3 取り組む施策と施策実施時の将来予測（45～49 ページ）

ごみ処理の課題及び将来予測を踏まえ、今後の取組として、特にごみの発生抑制・減量化や資源化を推進する施策に重点的に取り組む。

(1) 重点施策

ア 紙類・布類の分別徹底	家庭から出される燃やせるごみに含まれる紙類・布類を資源として分別されるよう啓発を強化
イ 生ごみの減量化	生ごみの水切りを積極的に啓発 家庭用生ごみ処理機等の購入補助制度の継続 食品ロスの削減への取組の周知
ウ 容器包装プラスチックの分別徹底	容器包装プラスチックの汚れ落としと正しい分別の分かりやすい説明による資源物回収量の増加とリサイクル品質の確保
エ 環境学習センター事業の充実	3Rの啓発拠点として、環境をテーマとした講習会の開催 子どもから大人まですべての市民を対象とした、ごみの減量化や資源化についての積極的な情報発信
オ 環境教育の充実	小中学生への環境教育によるごみ問題に対する意識啓発 自治会や婦人会、老人会等の各種団体や事業者を対象とした各団体の自主的なごみの減量化に向けた活動の促進
カ 事業系ごみの減量化への取組	事業系一般廃棄物多量排出事業者に対する、「事業系一般廃棄物減量化計画書」の作成指導によるごみの減量化への取組の促進など

(2) 個別施策

ア レジ袋削減の推進、イ 「30・10運動」の推進、ウ リサイクル資源の回収の促進、エ 使用済小型家電の回収の促進、オ 小学校等におけるリサイクル事業の推進、カ びんの再利用の推進、キ 家具等の再使用の促進、ク 様々な媒体を用いた啓発の実施、ケ 市民・事業者・行政間の連携推進
--

(3) 施策実施時の将来予測

項目	平成 28 年度	平成 34 年度 (中間目標年度)	平成 39 年度 (最終目標年度)
ごみ総排出量 (t)	105,021	99,620	93,451
家庭系ごみ量 (t)	73,081	70,214	67,468
事業系ごみ量 (t)	31,940	29,406	25,983
資源化量 (t)	24,433	27,849	31,537
焼却処理量 (t)	90,394	80,968	69,658
最終処分量 (t)	1,426	1,377	1,331

1人1日当たりごみ排出量 (集団回収量除く)(g/人日)	1,003	984	954
リサイクル率(%)	23.3	28.0	33.7
最終処分率(%)	1.4	1.4	1.4

4 目標値 (50～51 ページ)

目標とする項目	平成 28 年度 (実績値)	平成 34 年度 (中間目標年度)	平成 39 年度 (目標年度)
1人1日当たりごみ排出量 (集団回収量除く)	1,003 g/人・日	984 g/人・日	950 g/人・日
リサイクル率	23.3%	28.0%	34.0%

5 ごみ処理システム (52 ページ)

本計画期間中における本市のごみ処理は、従来の方式を引き継ぎ行うことを基本とする。

6 分別・収集計画 (52～53 ページ)

(1) 家庭系一般廃棄物	現在の分別収集形態(13区分、17種類)を基本とし、多様化するニーズに的確に対応した、市民にとってよりわかりやすく負担の少ないごみ出しや収集方法の検討など
(2) 事業系一般廃棄物	排出実態の把握を行い、多量排出事業者に対しては、減量に関する計画の作成を指示し、減量化、資源化を指導など
(3) 分別・収集に係る施策	ア ごみの適正な分別排出の啓発 イ 医療廃棄物の適正処理の周知 ウ 処理困難物の適正処理の周知 エ ごみの分別区分等の見直し オ 大型ごみの収集に関する検討 カ 適正な収集・運搬体制の継続

7 中間処理計画 (53～54 ページ)

(1) 資源化・破碎選別処理	資源ごみ及び燃やせないごみの一部については、津市リサイクルセンターにおいて、徹底した選別作業を実施し、更なる資源化と最終処分量の削減を図るとともに、施設を効率的・効果的に運営管理
(2) 焼却処理	津市西部クリーンセンター及び津市クリーンセンターおたかの2施設において、適正に焼却処理

8 最終処分計画（54 ページ）

津市リサイクルセンターから排出される資源化又は焼却処理できない不燃残渣は、津市一般廃棄物最終処分場へ適正に埋立処分

9 施設整備計画（54 ページ）

(1) 焼却処理施設	津市西部クリーンセンター及び津市クリーンセンターおたかの施設の老朽化が進むことから、将来に向けた継続的かつ安定的な廃棄物処理を確保するため、本計画期間において、収集効率や施設の余熱利用を含めた効率的・効果的な焼却システムの検討を進める。
(2) 最終処分場	残り9万㎡の建設については、大規模災害等、本市の廃棄物処理量を変動させる事態が本計画期間内に発生し得る可能性を考慮しつつ、平時には、津市リサイクルセンター稼働後の平成28年度埋立実績量が今後もおおむね同様に推移していくことを踏まえ、その時期を判断していく。

10 その他の計画等（54～55 ページ）

(1) 災害時等における廃棄物の処理に関する計画	ア 災害廃棄物処理計画 大規模地震や水害などの災害で、多量の災害廃棄物が発生した際に迅速に対応できるよう、津市災害廃棄物処理計画に基づき、平時より体制を構築 イ 業務継続計画（BCP） 津市業務継続計画のもと、非常時において優先的に実施すべき廃棄物処理に関する業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ明確にする。
(2) 不法投棄対策	不法投棄防止のため、市職員による定期的なパトロールを実施するとともに、不法投棄が多発する地域には、必要に応じて看板を設置など

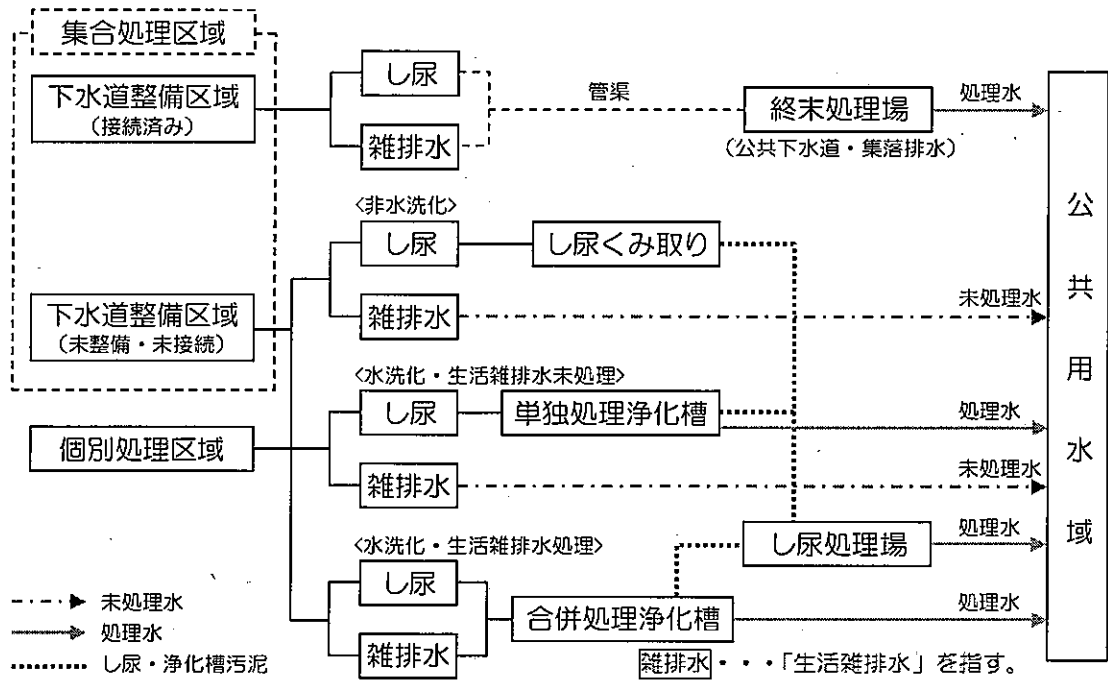
第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状と課題

1 生活排水処理の現状（56 ページ）

市の住宅密集地域を集合処理区域とし、下水道、農業集落排水施設等によりし尿・生活雑排水を処理。同区域内にあっても下水道等が整備されていない地域と個別処理区域は、し尿くみ取り、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽により処理

生活排水処理フロー



2 生活排水処理形態別人口の推移 (57～58 ページ)

水洗化・生活雑排水処理人口	〔H19〕 212,819 人 → 〔H28〕 234,496 人
水洗化・生活雑排水未処理人口	〔H19〕 55,477 人 → 〔H28〕 33,401 人
非水洗化人口	〔H19〕 23,584 人 → 〔H28〕 12,813 人
生活排水処理施設の整備率	〔H19〕 72.9% → 〔H28〕 83.5%

3 合併処理浄化槽設置の補助制度等 (59 ページ)

(1) 合併処理浄化槽設置の補助制度	下水道予定処理区域内において、下水道の供用が開始されるまでの間に浄化槽を設置される者等に、設置費用の一部に補助金を交付
(2) 市営浄化槽事業	下水道計画区域などの集合処理区域以外の区域において、浄化槽の早期普及と適正な維持管理を確保するため、市が合併処理浄化槽を設置及び維持管理

4 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬量の実績 (60～61 ページ)

し尿収集・運搬量	〔H19〕 27,506k L → 〔H28〕 14,275k L
浄化槽汚泥収集・運搬量	〔H19〕 59,772k L → 〔H28〕 81,909k L
合計	〔H19〕 87,278k L → 〔H28〕 96,184k L

5 収集・運搬状況 (62 ページ)

し尿くみ取り及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、平成28年度末において、許可業者の計96台の収集・運搬車両で実施

6 収集したし尿及び浄化槽汚泥の処理状況 (63～64 ページ)

し尿及び浄化槽汚泥の処理は、2箇所のし尿処理施設(津市安芸・津衛生センター、津市クリーンセンターくもず)にて実施。本施設の処理過程で発生するし渣及び汚泥は、本施設内の脱水設備で脱水・乾燥した後、汚泥焼却炉で焼却処理

7 し尿及び浄化槽汚泥の処理経費の実績 (65～66 ページ)

処理経費：〔H24〕840,280千円 → 〔H28〕680,298千円

8 目標の達成状況及び見通し (67 ページ)

<生活排水処理施設の整備率>

区 分	H24	H25	H26	H27	H28
旧計画	75.3%	76.9%	79.3%	81.6%	83.3%
実績	80.4%	81.0%	81.9%	82.6%	83.5%
比較	+5.1ポイント	+4.1ポイント	+2.6ポイント	+1.0ポイント	+0.2ポイント

9 生活排水処理を巡る動向 (68～69 ページ)

本市では、生活排水アクションプログラムに沿って公共下水道、農業集落排水、浄化槽事業を運営。平成27年度に下水道計画区域などの集合処理区域を除いた区域における浄化槽整備として市営浄化槽事業を開始

10 生活排水処理の課題 (70 ページ)

項 目	内 容
(1) 生活排水処理の促進	生活排水処理率を高めようとするため、水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽人口)及び非水洗化人口(し尿収集人口)から水洗化・生活雑排水処理人口への転換を促進することが重要
(2) 市営浄化槽事業の推進	河川等公共用水域の水質保全のため、公共下水道区域や農業集落排水処理区域などの集合処理区域を除く市営浄化槽区域において、生活排水処理の促進が必要
(3) し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬	し尿及び浄化槽汚泥は、下水道の普及等とともにし尿くみ取りから合併処理浄化槽への転換が促される中、その量は共に減少すると予測されることから、それぞれの排出量に留意し、適正な収集が行える体制を維持することが必要

第2節 生活排水処理基本計画

1 基本方針（71 ページ）

基本方針1	生活排水の適正処理の推進
基本方針2	水環境の向上のための普及啓発活動の推進

2 生活排水処理の将来予測（72 ページ）

計画処理区域内人口	〔H28〕 280,710 人 → 〔H39〕 259,580 人
水洗化・生活雑排水処理人口 （下水道、合併処理浄化槽等）	〔H28〕 234,496 人 → 〔H39〕 241,482 人
水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽人口）	〔H28〕 33,401 人 → 〔H39〕 12,869 人
非水洗化人口（し尿収集人口）	〔H28〕 12,813 人 → 〔H39〕 5,229 人

※各数値は、生活排水処理アクションプログラム（H27）に基づき算出

3 数値目標（73 ページ）

目標とする項目	平成 28 年度 （実績値）	平成 34 年度 （中間目標年度）	平成 39 年度 （目標年度）
生活排水処理施設の整備率	83.5%	88.9%	93.0%

4 生活排水処理に係る区域と今後の整備（74～75 ページ）

＜生活排水を処理する区域＞

津市一般廃棄物処理基本計画（案）図 4-10 に示す区域

＜施設等の整備＞

ア 下水道事業の早期普及、イ 浸水対策の実施、ウ 施設の機能強化、エ 公共下水道事業の管路の改築、オ 公共下水道施設における処理場・ポンプ場の耐震化、カ 農業集落排水の改築、キ 市営浄化槽事業の推進、ク 合併処理浄化槽への転換

5 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画（76～77 ページ）

(1) し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬量の将来予測	<ul style="list-style-type: none"> ・収集・運搬 〔H28〕 96,184k L/年 → 〔H39〕 57,828k L/年 ・うち し尿 〔H28〕 14,275k L/年 → 〔H39〕 5,856k L/年 ・うち 浄化槽汚泥 〔H28〕 81,909k L/年 → 〔H39〕 51,972k L/年
---------------------------	--

(2) 収集・運搬計画	本市では、本市全域、本市が許可した業者で行っている。今後も、現体制を維持していくことを基本とするが、収集・運搬量の減少が予測されるため、計画的収集・運搬作業により、より安定したし尿・浄化槽汚泥処理を行っていくことを目標とするなど
(3) 中間処理計画	本市から排出されるし尿及び浄化槽汚泥の処理は、現状どおり2箇所のし尿処理施設において全量適正処理を行っていくなど
(4) 最終処分計画	し尿処理施設で発生する焼却残渣は、全量資源化を図る。
(5) 施設整備計画	現施設の効率的・効果的な運営管理を行うとともに、施設の老朽化等への対策として、施設の更新に向けた検討を行っていく。

6 その他の計画（78 ページ）

(1) 災害時等における廃棄物の処理に関する計画	<p>ア 災害廃棄物処理計画</p> <p>大規模地震や水害などの災害で、多量の災害廃棄物が発生した際に迅速に対応できるよう、津市災害廃棄物処理計画に基づき、平時より体制を構築。</p> <p>イ 業務継続計画（BCP）</p> <p>津市業務継続計画のもと、非常時において優先的に実施すべき廃棄物処理に関する業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等あらかじめ明確にする。</p>
--------------------------	---

◎ 今後のスケジュール

平成29年11月16日 パブリックコメントを通じた意見募集
平成30年 1月 津市廃棄物減量等審議会
平成30年 3月 計画の策定・公表